

## ◎技術者制度早見表

別表1

1	建設業の種類	元請工事における 下請金額合計	その他 建築一式	5,000万円未満 8,000万円未満	5,000万円未満 8,000万円未満	一般建設業許可業者は 5,000万円(建築一式工事 8,000万円)以上の元請工事 に対する下請を発注できな い。
		建設業許可	種類	一般建設業許可	特定建設業許可	
2	工事現場に 置くべき技術者	元請工事における 下請金額合計	その他 建築一式	5,000万円未満 8,000万円未満	5,000万円未満 8,000万円未満	特定建設業者は監理技術 者許可所持者が必要。 特例監理技術者は監理技 術者補佐を配置すること で工事現場2つまで兼務でき る。
		技術者	種類	主任技術者	監理技術者又は 特例監理技術者	
3	技術者の 現場専任(*1)	請負金額	その他 建築一式	4,500万円未満 9,000万円未満	4,500万円以上 9,000万円以上	現場専任の必要があれば他 工事との技術者の兼務はで きない。
		専任の必要性	有無	現場専任必要なし (主任技術者)	現場専任必要 (専任の技術者)	
4	技術者の資格要件	監理技術者	1級国家資格者・国土交通大臣特別認定者		法第26条第2項(資格者証の 現場携帯必要)	
		監理技術者補佐 (*6)	1級技士補であつて、主任技術者要件を満たす者 もしくは、監理技術者要件を満たす者		法第26条第3項	
		主任技術者	1・2級国家資格者・指定学科卒業+実務経験 ・実務経験10年以上		法第26条第1項	
5	技術者の 他工事の兼務	監理技術者	他工事との兼務できない。ただし、特例監理技術者を設置した場合を除く。			
		専任の技術者	他工事との兼務できない。			
		主任技術者	他工事との兼務できる。			
		営業所の専任技術者等	市内に営業所がある業者は市内の他工事の主任技術者との兼務できる。			
		監理技術者補佐	他工事との兼務できない。			

## ◎現場代理人制度早見表

別表2

1	現場代理人の専任 (*1)の有無	工事種類	市工事のみの場合	県工事と兼務の場合	下記*4に定める工事 についても専任の対 象外とする。
		専任の必要性	市工事(当初設計金額4,500 万円未満)を合計3つまで兼 務可能(*5)	県工事(当初請負金額4,500 万円未満)及び市工事(当初 設計金額4,500万円未満)で 合計3つまで兼務可能(*5)	
2	現場代理人の常駐 (*2)の期間	*3・4の場合を除き契約日から竣工承認日までとする。			
3	現場代理人の 資格要件	特になし。ただし、経營業務の管理責任者以外の者で、直接的・恒常的雇用関係があること。			
4	現場代理人の兼務 (*4)	監理技術者	本工事の監理技術者は兼務できるが、他工事との兼務はできない。		
		専任の技術者	本工事の専任技術者は兼務できるが、他工事との兼務はできない。		
		主任技術者	現場代理人の兼務が認められた工事の主任技術者は兼務できるが、他工事との兼務はできない。		
		営業所の専任技術者等	市工事(当初設計金額4,500万円未満)を合計2つまで兼務可能(*5)		

\*1 「専任」とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事に係る職務にのみ従事していることをいう。

\*2 「常駐」とは、当該工事のみを担当しているだけでなく、作業期間中特別な理由がある場合を除き工事現場に常駐し、職務に従事していることをいう。

\*3 次の各号のいずれかに該当し、特記仕様書で明記がある場合に限り、現場代理人の工事現場における常駐義務を緩和する。

一 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。

二 約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間。

三 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であつて、工場製作のみが行われている期間。

四 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間。

ただし、営業所の専任技術者及び経營業務の管理責任者を現場代理人として配置することはできない。

\*4 現場代理人において、工事現場が一体的で同一場所の場合、又は、災害復旧工事を特定の地域で多数発注する場合において、兼務することを認める。

\*5 合併以前の旧町村内又は工事間直線距離が概ね10km以内の工事に限る。

\*6 監理技術者補佐については、当該工事現場ごとに専任を配置すること。

## 【兼務が可能な事例】

## 1. 旧町村内又は工事間直線距離が概ね10km以内の工事の兼務

## 【ケース1】市発注工事3つの兼務

	工事Ⅰ	工事Ⅱ	工事Ⅲ
発注機関	市	市	市
当初設計金額	4,500万円未満	4,500万円未満	4,500万円未満
主任技術者	A	A	A
現場代理人	A	A	A

## 【ケース2】県発注工事を含む兼務

	工事Ⅰ	工事Ⅱ	工事Ⅲ
発注機関	市	市	県
当初設計金額	4,500万円未満	4,500万円未満	4,500万円未満
主任技術者	A	A	A
現場代理人	A	A	A

※県発注工事は、当初請負金額で判断

## 【ケース3:兼務不可】現場代理人となっている者は、他工事の現場代理人及び主任技術者を兼務できない

	工事Ⅰ	工事Ⅱ
発注機関	市	市
当初設計金額	4,500万円以上	4,500万円以上
主任技術者	A	B
現場代理人	A	B

又は

	工事Ⅰ	工事Ⅱ
発注機関	市	市
当初設計金額	4,500万円以上	4,500万円以上
主任技術者	A	A
現場代理人	B	C

※工事Ⅰ又はⅡの主任技術者が工事現場への専を要する場合、兼務要件を満たす必要がある。

## 2. 営業所の専任技術者等と現場代理人及び主任技術者の兼務【当面の運用】

	営業所	工事Ⅰ	工事Ⅱ
発注機関	—	市	市
当初設計金額	—	4,500万円未満	4,500万円未満
営業所の専任技術者	A	—	—
主任技術者	—	A	A
現場代理人	—	A	A

※上表は兼務可能な最大のパターンを示す。

## 【適用条件】

- ・営業所と工事現場が旧町村内又は営業所と工事現場間の直線距離が概ね10km以内の吉野川市が発注する2つの工事
- ・当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること
- ・営業所の専任技術者等と現場代理人及び主任技術者を兼務することが実際に可能であり、それぞれに期待される役割が十分に果たされること
- ・ICTの活用により、工事現場と当該営業所との間で常時連絡を取り得る体制にあること
- ・所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること
- ・主任技術者の専任を要しない(建設業法第26条第3項に該当しない)工事であること